平成２１年（フ）第２８７８号
北海道恵庭市柏陽町４丁目１番市営住宅241号
債務者　山口美由樹
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９２０号
札幌市中央区南６条西９丁目1019番地12　札幌第１パークハイツ管理人室
債務者　赤神　純子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５０号
札幌市東区北12条東５丁目１番35―107号
債務者　七尾いくえ
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２９５５号
札幌市厚別区大谷地東５丁目12番21号　コーポ近藤201
債務者　津田　久子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１１２号
北海道砂川市東四条北９丁目１番16号
債務者　中島　正人
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１１３号
北海道赤平市西文京町３丁目３番地
債務者　大川　佳彦
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２０号
北海道砂川市空知太西五条８丁目２番３号
債務者　小日向智恵美
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２１号
北海道樺戸郡浦臼町字浦臼内172番地の406
中央団地Ｅ棟10号
債務者　高木　里香（旧姓小平）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２３号
北海道樺戸郡新十津川町字総進70番地40
債務者　泉田　幸男
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２４号
北海道滝川市北滝の川276番地34
債務者　白浜　文孝
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１２５号
北海道滝川市北滝の川276番地34
債務者　白浜　純子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第８２号
北海道北見市北二条西２丁目１番地　コーポガレリア502号
債務者　高橋　京子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第８６号
北海道北見市中ノ島町２丁目６番２号
債務者　佐藤　哲也
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第２２０号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ４―24号
債務者　種市　龍司
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
青森県八戸市南郷区大字市野沢字山陣屋36番地40
債務者　木村　　功
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２２６号
青森県八戸市大字櫛引字清水林３番地２、前住所兵庫県神戸市長田区明泉寺町２丁目１番17―102号
債務者　北山　良子（旧姓林）
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
青森県八戸市大字河原木字小田15番地１　長住宅２号、前住所青森県八戸市大字河原木字八太郎山16番地　高舘定男方
債務者　森　　繁
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第２３３号
青森県三戸郡南部町大字大向字湧口19番地１
債務者　相馬　梅子
1　決定年月日時　平成21年９月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係